

<内 容>

介護保険の要支援・要介護認定における訪問調査票、主治医の意見書及び結果通知書を該当被保険者のケアプラン作成のために、その契約するところの指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護保険施設に提示するためのものです。

<申請できる人>

この申請は当該被保険者のケアプランを作成する指定居宅介護支援事業者、指定居宅介護サービス事業者及び指定介護保険施設のみが行うことができます。

<添付書類>

- ・ 請求事業者が該当被保険者のケアプランを作成する者であるということが確認できるものの写し
例) 居宅サービス計画の届出書／施設入所が確認できるものの写し等
- ・ 提示を受ける者の身分を証する書類

<料 金>

窓口にて閲覧の場合は無料。

交付の場合は資料1枚につき、10円のコピー代金が必要。

<提示できる資料の種類>

- ・ 訪問調査票
- ・ 主治医意見書
- ・ 結果通知書

<提示のための必要条件>

	訪問調査票	主治医意見書	結果通知書
該当被保険者の資料提示に関する同意	必 要	必 要	必 要
主治医意見書を記入した担当主治医の同意	—	必 要	—
請求事業者が該当被保険者のケアプランを作成する者である、ということが確認できるものの写し 例) 居宅サービス計画の届出書／施設入所が確認できるものの写し	必 要	必 要	必 要
該当資料の認定結果が既に決定していること	必 要	必 要	必 要

※事前依頼の FAX 受付後、当方で確認いたします。

<受付窓口>

申請受付は介護保険課（本庁本館2階）または郵送で行うことができます。

<受付時間>

午前9時00分から午後5時00分まで

（土曜日、日曜日、国民の休日及び年末年始をのぞく）

<申請に際して>

- ・ 申請前に必ず事前依頼のFAXをしてください。事前依頼のFAXを当方で受付後、返信させていただきますので、内容を確認の上申請してください。
- ・ 用紙はA4サイズです。ダウンロードしたデータを、A4サイズ用紙に両面コピーしてお使いください。
- ・ 裏面の同意書は要支援・要介護認定申請時に本人の同意がない場合にのみ、本人署名が必要です。

<郵送による申請>

- ・ 申請及び資料の提示は郵送でも行えます。申請に必要な書類の他、コピー代金及び必要分の切手、返信用封筒を同封して下さい。
- ・ コピー代金は必ず定額小為替をご利用ください。